法律

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第二十号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条の四」を「第四十六条の四の二」に改める。

第二条第一項の表中二十八の項を二十九の項とし、八の項から二十七の項までを一項ずつ繰り下げ、七の項の次に次のように加える。

八　ランピースキン病	牛

第十六条第一項第二号中「、豚熱」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「疑似患畜」の下に「又は農林水産省令で定める都道府県の区域において発生した豚熱の疑似患畜」を加える。

第十七条第一項第一号中「リフトバレー熱」の下に「、ランピースキン病」を加え、同項第二号中「リフトバレー熱」の下に「、ランピースキン病」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「疑似患畜」の下に「又は前条第一項第二号の農林水産省令で定める都道府県の区域以外の区域において発生した豚熱の疑似患畜」を加え、同条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、第一項第二号に規定する豚熱の疑似患畜の所有者であつて同項の命令を受けたものが同項の期限までに命ぜられた措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、家畜防疫員に当該疑似患畜を殺させることができる。

第十七条の二第六項中「その命令に従わないとき」を「同項の期限までに命ぜられた措置を行わないとき、行つても十分でないとき若しくは行う見込みがないとき」に改める。

第二十一条第一項第一号中「リフトバレー熱」の下に「、ランピースキン病」を加える。

第三十六条第一項第一号中「第三十七条第一項各号の」を「次のイからハまでに掲げる」に改め、「もの」の下に「（第三十九条第一項において「指定禁止物」という。）」を加え、同号に次のように加える。

イ　動物、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装

ロ　穀物のわら（飼料用以外の用途に供するものとして農林水産省令で定めるものを除く。）及び飼料用の乾草

ハ　イ及びロに掲げる物を除き、監視伝染病の病原体を拡散するおそれがある敷料その他これに準ずる物

第三十七条第一項中「写し」の下に「（次項第二号において「検査証明書等」という。）」を加え、同条第二項第二号中「前項の検査証明書又はその写し」を「検査証明書等」に改める。

第三十九条第一項中「指定検疫物」を「指定禁止物又は指定検疫物（以下「指定禁止物等」という。）」に改め、同条第二項中「指定検疫物」を「指定禁止物等」に、「積卸」を「積卸し」に改める。

第四十条第一項、第二項、第四項及び第五項中「指定検疫物」を「指定禁止物等」に改める。

第四十一条中「指定検疫物」を「指定禁止物等」に、「先だつて」を「先立つて」に改める。

第四十二条並びに第四十三条第一項及び第五項中「指定検疫物」を「指定禁止物等」に改める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（販売等の禁止）

第四十四条の二　第三十六条又は第三十七条の規定に違反して輸入された物（第五十一条第五項において「輸入禁止品」という。）は、販売又は販売の用に供するために行う加工、使用、調理、貯蔵若しくは陳列（第五十一条第四項及び第六項において「販売等」という。）をしてはならない。

第四章に次の一条を加える。

（国民等の理解を深めるための措置等）

第四十六条の四の二　国は、広報活動その他の活動を行うことにより、輸出入検疫を適切に実施することの重要性について国民その他の者（以下この条において「国民等」という。）の理解を深めるとともに、その実施に関する国民等の協力を求めるよう努めなければならない。

第五十一条第四項中「及び第二項」を「、第二項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第三項を第八項とし、第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2　家畜防疫官は、第四章の規定を施行するため必要があるときは、店舗、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入つて第三十六条第一項第一号イからハまでに掲げる物、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は当該検査のため必要な限度において、監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物を集取することができる。

3　家畜防疫官は、前項の規定による集取をした物について監視伝染病の病原体を拡散するおそれの有無を判定し、遅滞なく、その結果を当該物の集取をされた者に通知をしなければならない。

4　第二項の検査を受け、同項の規定による集取をされた者は、当該集取をされた物について監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない旨の前項の通知を受けた後でなければ、当該集取をされた物及びその販売等の状況からみて当該集取をされた物と同様に監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物として当該集取の際家畜防疫官が農林水産省令で定めるところにより指定した物（次項において「集取をされた物等」という。）の販売又は販売の用に供するために行う加工、使用、調理若しくは陳列をしてはならない。

5　家畜防疫官は、第二項の規定による検査の結果、その検査をした物（集取をされた物等を含む。以下この項において同じ。）が輸入禁止品又は監視伝染病の病原体により汚染している物であると認めるときは、農林水産省令で定める基準に基づき、当該検査をした物を廃棄することができる。

6　農林水産大臣は、前項の規定による廃棄があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該廃棄の処分を受けた者の氏名又は名称その他家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために必要な当該廃棄の処分を受けた物に係る販売等に関する事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

第六十条第一項若しくは第三項の検査であつて農林水産大臣の指定するもの又は第三十一条第二項の検査、注射、薬浴若しくは」に、「第四号から第六号まで」を「前三号」に改め、「製造費」の下に「、次号の薬品の購入費並びに第九号の衛生資材の購入費及び賃借料」を加え、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　農林水産大臣の指定する薬品の購入費の全額（家畜伝染病（第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。）以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、二分の一）

第六十条第一項第十号中「第七号」を「第八号」に改める。

第六十二条第一項中「及びこれに係るこの章の規定並びに第四章の規定」を「、第四章の規定」に、「除く。）の」を「除く。）及び前章の規定並びにこれらの規定に係るこの章の規定の」に改める。

第六十三条第二号中「第三十八条」の下に「、第四十四条の二」を加え、「及び第三十七条第一項」を「、第三十七条第一項、第三十八条、第四十四条の二及び第四十五条第一項」に改める。

第六十四条中「第四十六条の十」の下に「（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十五条第一号中「第五十条」及び「（第十四条第一項」の下に「、第五十一条第四項」を加え、同条第四号中「第四十六条の十三第一項」の下に「（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）」を、「第四十六条の二十第二項」の下に「及び第六十二条第一項において準用する場合」を、「第四十六条の二十第二項」の下に「（第六十二条第一項において準用する場合」を加え、同条第六号中「第五十一条第七項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に、「同項」を「第五十一条第七項」に改め、同条第七号中「第五十二条第二項」の下に「（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。